

仕様書（案）

- 1 契約件名 引越し手続き等 P R 業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日
- 3 実施時期 本業務に係る広報については、令和 9 年 1 月からの開始を予定する。
なお、各種広告媒体の特性を踏まえ、効果的な時期に実施するものとし、
具体的なスケジュールについては本市と受注者との協議により決定する。
また、特設 W E B サイトについては、各種広報媒体の遷移先になることを
踏まえ、これに先立ち公開すること。
- 4 履行場所 市民局総務部戸籍住民課
- 5 委託の目的
例年、3 月及び 4 月の引越しシーズンにおいては、区役所への来庁者が増加することか
ら、区役所窓口の混雑緩和を図るため、オンラインによる転出届の提出や引越し手続き
オンライン予約サービス、休日開庁について、積極的に広報する必要がある。
加えて、マイナンバーカード関連手続きについても、臨時交付センターの活用、コンビ
ニエンスストアにおける暗証番号再設定、郵便局における電子証明書更新等事務など、来
庁先の分散や来庁を伴わない手続きの利用促進が求められている。
以上を踏まえ、区役所に出向くことなく手続きが可能なオンラインサービスや、来庁先
の分散に資する各種手続きの認知度向上及び利用拡大に向けて、広告の企画・実施業務を
委託するものとする。
- 6 P R 対象手続き
 - ①オンライン転出届
 - ②休日開庁
 - ③引越しオンライン予約
 - ④コンビニ交付サービス
 - ⑤マイナンバーカード臨時交付センター
 - ⑥マイナンバー（コンビニでの暗証番号設定）
 - ⑦郵便局でのマイナンバー手続き
- 7 業務内容
 - (1) 特設 W E B サイトの作成
行政サービスの D X に係る各種手続きについて、市民に対する利用拡大を図るた
め、手続き内容及び利用方法を分かりやすく整理した特設 W E B サイトを作成
すること。
なお、現在運用している「福岡市の新常識」 W E B サイトの内容を踏まえ、本業務
において新たに構築する特設 W E B サイトへ移行することを前提とし、認知度向

上にとどまらず、実際のサービス利用につながる構成及び導線設計とすること。
また、本業務における各種広告媒体の遷移先となることから、遅くとも広告配信開始前までに公開可能な状態とすることを前提とし、令和 8 年 11 月下旬までの公開を目安として構築を行うこと。

(2) 動画の作成（オンライン転出届および休日開庁は除く）

各種手続きの利用促進を目的として、15 秒及び 30 秒の動画コンテンツを作成すること。なお、媒体特性を踏まえた訴求内容及び視聴者の行動喚起につながる構成とすること。

(3) WEB 媒体を活用した広報業務

以下の媒体を活用した広告配信及び運用管理を行うこと。

ア SNS 広告（YouTube、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram、TikTok 等）

イ ホームページ等に掲載するバナー広告

なお、詳細は本市と受注者との別途協議の上、決定することとする。

(4) CM 放映業務

テレビ、映画館、デジタルサイネージ、TVer 等

なお、媒体の選定については、ターゲット層及び到達効率を考慮し、本市と協議の上決定すること。

(5) 広報物デザインの作成

ポスター、チラシ、卓上三角ポップ等の広報物について、デザインの作成を行うこと。

(6) 効果測定及び分析

特に休日開庁に係る広報について、実施効果を把握するための指標を設定し、広告効果の測定及び分析を行うとともに、必要に応じて改善提案を行うこと。

(7) 不動産事業者等へのアプローチ

不動産事業者等に対し、広報協力依頼を行うこと。

例：広報物（動画・チラシ・ポスター等）の掲示及び配布、DM 発送、テレコール事務局等

8 成果物

- ・コンテンツデータ一式
- ・完了届
- ・実施報告書（広告実績含む）

9 特記事項

- (1) 各広報ツールのデザインについては、特設WEBサイトで作成したものを使用し、素材の改変はしないこと。
- (2) 本委託で納品された成果物（以下「成果物」という）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、福岡市に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 発注者は、成果物を福岡市や福岡市の関連団体等が実施する各種プロモーション活動等（テレビ放映を除く）において活用できることとし、成果物の利用に際しては以

下のとおりとする。

- (ア) 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - (イ) 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示にすることができる。
 - (ウ) 発注者が「5 委託の目的」のプロモーション活動のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (5) 業務の履行にあたっては、発注者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- (6) 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。